

住宅の耐震対策の抜本強化

政策提言先 内閣府、財務省、国土交通省

政策提言の要旨

- 今後30年以内に70%以上の確率で発生すると言われている南海トラフ地震から多くの国民の「命を守る」ためには、津波避難空間の整備に加えて、自力で津波避難空間まで避難できることが重要であり、住宅の耐震対策は必要不可欠です。
- 住宅の耐震化による南海トラフ地震からの復旧・復興に係る公費支出の削減効果を国として定量的に評価した上で、住宅の耐震対策の抜本的な強化を求める。

【政策提言の具体的な内容】

- 個人住宅の耐震対策への金銭的支援は、公金による私有財産形成に当たるとの意見もありますが、国民の「命を守る」だけでなく、ガレキの処理、仮設住宅や災害公営住宅の建設などに係る公費支出の削減等に寄与することから、国益に沿うものです。
- このため、南海トラフ地震のような広域かつ大規模な災害からの復旧・復興に係る公費支出と、事前の対策による当該支出の削減効果を定量的に評価した上で、より一層手厚い財政措置を講ずるなど、効果的な事前対策の一つである住宅の耐震対策の抜本的な強化をお願いします。

【政策提言の理由】

- 住宅の耐震化を推進するためには住宅所有者の経済的負担の軽減が必要です。
- 本県では防災・安全交付金の効果促進事業を活用して住宅の耐震改修に92.5万円の定額補助を行っています。その結果、昨年4月の熊本地震を契機とした県民意識の向上もあり、平成28年度の耐震改修の件数は前年度の約1.5倍となるなど増加傾向にあります。しかしながら、平成31年度以降は住宅の耐震改修に効果促進事業を適用することができなくなります。
- 一方、平成31年度以降も住宅の耐震改修に活用可能な防災・安全交付金の基幹事業である住宅・建築物安全ストック形成事業は、補助対象事業費が耐震改修工事費の23%（上限額41.1万円）に抑制されており、このままでは、住宅の耐震改修を加速させるための手厚い対策が困難となります。

平成28年度補正予算の制度拡充では、緊急的に耐震化を促進すべき区域においては30万円を加算できることとなるなど、ご尽力もいただきましたが、平成29年度までの時限措置となっています。

- 公金による私有財産形成に寄与させないという従来からの考え方がある一方、事前に住宅の耐震対策を行うことは仮設住宅の設置やがれきの処理に関する費用などの抑制に繋がり、トータルとして公費支出を大幅に削減することが可能と考えられます。
- については、広域かつ大規模な地震災害からの復旧・復興に係る公費支出と事前の対策による当該支出の削減効果を国として定量的に評価し、これらの効果がしっかりと發揮されるよう、住宅の耐震対策の抜本的な強化を求める。